

## 介護保険料

第1号被保険者の介護保険料(65歳以上の方の介護保険料)  
(平成27年度から平成29年度の金額です。基準額:68,400円)

所得段階	対象となる方	保険料率	年額保険料
第1段階	本人が生活保護を受けている人 世帯全員が市町村民税非課税で、本人が老齢福祉年金を受けている人 世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額 ×0.45	30,780円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	基準額 ×0.75	51,300円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円超の人	基準額 ×0.75	51,300円
第4段階	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額 ×0.90	61,560円
第5段階	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超の人	基準額 ×1.00	68,400円
第6段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額 ×1.20	82,080円
第7段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の人	基準額 ×1.30	88,920円
第8段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の人	基準額 ×1.50	102,600円
第9段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上500万円未満の人	基準額 ×1.70	116,280円
第10段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上の人	基準額 ×2.00	136,800円

- 合計所得金額とは・・・収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なります)を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額。
- 課税年金収入額とは・・・国民年金・厚生年金・共済年金など課税対象となる種類の年金収入額のことで、なお、障害年金・遺族年金・老齢福祉年金などは含まれません。

※65歳になる年度の保険料について

40～64歳(第2号被保険者)は医療保険の保険料に介護保険分も含まれていましたが、65歳になった月(誕生日の前日がある月)からは介護保険料は単独で市町村に納めます。